

堺市津波避難対策検討協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、堺市津波避難対策検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、津波避難に係る必要な事項について認識を共有するとともに、堺市内における津波発生時の避難対策について検討し、情報交換を行うことにより、迅速な津波対応と地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 情報伝達、避難時期、避難路及び避難手法に関すること。
- (2) 緊急一時避難先（津波避難ビル）の指定に関すること。
- (3) その他津波避難対策について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員の互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第10条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を当該会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、堺市防災計画室に置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、堺市防災計画室長の職にある者をもって充てる。

(解散)

第13条 協議会は第2条に規定する目的が達成されたときは、解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成23年9月26日から施行する。

附則

この規約は、平成24年3月29日から施行する。

附則

この規約は、平成25年9月5日から施行する。

別表

堺区自治連合協議会を代表する者

西区自治連合協議会を代表する者

三宝校区自治連合町会を代表する者

錦綾校区自治連合会を代表する者

市校区自治連合協議会を代表する者

湊西校区自治連合協議会を代表する者

英彰校区自治連合会を代表する者

浜寺石津連合町会を代表する者

浜寺校区自治連合会を代表する者

浜寺東校区自治連合会を代表する者

浜寺昭和校区自治連合会を代表する者

堺市漁業協同組合連合会を代表する者

堺市から選出された者

大阪府から選出された者

大阪府警察から選出された者

本市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊から選出された者

学識経験を有する者